

検査項目	細別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I.施工体制一般		<input type="checkbox"/> ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 <input type="checkbox"/> ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 <input type="checkbox"/> ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 <input type="checkbox"/> ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 <input type="checkbox"/> ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 <input type="checkbox"/> ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 <input type="checkbox"/> ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 <span style="color:red;">(下請業者を使わない工事もあるため、平成26年度から選択評価項目に変更)</span> <input type="checkbox"/> ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 <input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑩その他 <b>理由:</b>
			<span style="color:red;">(減点)該当すればd評価とする。</span> <input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 <span style="color:red;">(減点)該当すればe評価とする。</span> <input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a:施工体制が優れている。 b:施工体制が良好である。 c:施工体制が適切である。 d:施工体制がやや不適切である。 e:施工体制が不適切である。			
該当項目が90%以上	..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。
該当項目が80%以上90%未満	..... b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満	.... c		③ 評価値( %)=(評価数／対象評価項目数) × 100
該当項目が60%未満	..... d		<input style="color:red; font-weight:bold;" type="checkbox"/> <b>この検査項目は評価を完了しました。(これをチェックしないと評価が確定しません。)</b>
	評価=	0項	7項目 0%

検査項目	細別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	II.配置技術者 (現場代理人等)		<input type="checkbox"/> ①現場代理人として、工事全体の把握がされている。 <input type="checkbox"/> ②現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。 <input type="checkbox"/> ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 <input type="checkbox"/> ④工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑤書類及び資料が適切に整理されている。 <input type="checkbox"/> ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 <input type="checkbox"/> ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 <input type="checkbox"/> ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 <input type="checkbox"/> ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 <input type="checkbox"/> ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 <input type="checkbox"/> ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 <input type="checkbox"/> ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑬その他 <span style="background-color: #ffffcc; padding: 2px;">理由:</span>
			<input type="checkbox"/> (減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。  <input type="checkbox"/> (減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
<b>評価</b>			
a:配置技術者として優れている。 b:配置技術者として良好である。 c:配置技術者として適切である。 d:配置技術者としてやや不適切である。 e:配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上	..... a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値( %)=(評価数／対象評価項目数)×100
該当項目が80%以上90%未満	… b		
該当項目が60%以上80%未満	… c		
該当項目が60%未満	..... d		<input type="checkbox"/> <b>この検査項目は評価を完了しました。(これをチェックしないと評価が確定しません。)</b>
	<b>評価=</b>	0項	9項目 0%

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I.施工管理		<p><input type="checkbox"/> ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。</p> <p><input type="checkbox"/> ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥<b>図面(施工図等)作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 (施工図を作る必要がない工事もあるため、平成26年度から朱書き部を追加)</b></p> <p><input type="checkbox"/> ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫社内検査が計画的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑰その他</p>
理由:			
(減点)該当すればd評価とする。			
<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。			
(減点)該当すればe評価とする。			
<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。			
評価			
a:施工管理が優れている。 b:施工管理が良好である。 c:施工管理が適切である。 d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上……a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値(     %) = (評価数／対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満…… d		<input style="color: red; font-weight: bold;" type="checkbox"/> この査項目は評価を完了しました。(これをチェックしないと評価が確定しません。)	
	評価=	0項	14 項目 0%

検査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理		<p><input type="checkbox"/> ①実施工工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。</p> <p><input type="checkbox"/> ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。</p> <p><input type="checkbox"/> ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦休日・代休の確保を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩その他</p>
理由:			
(減点)該当すればd評価とする。			
<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。			
(減点)該当すればe評価とする。			
<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかつた。			
評価			
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値( %) = (評価数／対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満…… d		<input type="checkbox"/> <b>この検査項目は評価を完了しました。(これをチェックしないと評価が確定しません。)</b>	
	評価=	0項	6 項目 0%

検査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	III. 安全対策		<p><input type="checkbox"/> ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ②店舗パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。</p> <p><input type="checkbox"/> ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑮その他</p> <p>理由:</p>
			<p>(減点)該当すればc評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。</p> <p>(減点)該当すればd評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。</p> <p>(減点)該当すればe評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
			評価
a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。
該当項目が80%以上90%未満…… b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満…… c			③ 評価値( %)=(評価数／対象評価項目数)×100
該当項目が60%未満…… d			<input type="checkbox"/> <b>この検査項目は評価を完了しました。(これをチェックしないと評価が確定しません。)</b>
	評価=	0項	9 項目 0%

検査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	IV. 対外関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> ②工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 <input type="checkbox"/> ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 <input type="checkbox"/> ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 <input type="checkbox"/> ⑤近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 <input type="checkbox"/> ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑧その他  理由:  
			(減点)該当すればd評価とする。  <input type="checkbox"/> 対外関係に関して監督員から文書による改善指示を行った。
評価			
a: 対外関係が優れている。 b: 対外関係が良好である。 c: 対外関係が適切である。 d: 対外関係がやや不適切である。 e: 対外関係が不適切である。			
評価 = <span style="background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; padding: 2px;">0項</span>		0項目 0%	
<b><span style="background-color: #FFFF00; border: 1px solid black; padding: 2px;">この検査項目は評価を完了しました。(これをチェックしないと評価が確定しません。)</span></b>			

検査項目	細別	対象	評価対象項目（★：建築の解体又は撤去工事の場合は必須評価対象項目）
3. 出来形及び出来ばえ	I.出来形		<input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足している。★ <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。★ <input type="checkbox"/> ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。★ <input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。★ <input type="checkbox"/> ⑥出来形の管理方法を工夫している。★ <input type="checkbox"/> ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。★ <input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。★ <input type="checkbox"/> ⑨その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来形に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
評価			
a:出来形が優れている。 b:出来形が良好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上…………… a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(      %) = (評価数／対象評価項目数) × 100	
該当項目が80%以上90%未満…… b			
該当項目が60%以上80%未満…… c			
該当項目が60%未満…………… d		<input style="color: red; font-weight: bold;" type="checkbox"/> この検査項目は評価を完了しました。(これをチェックしないと評価が確定しません。)	
	評価=	0項	7項目 0%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

検査項目	細別	対象	評価対象項目（★：解体又は撤去工事の場合は必須評価対象項目）
3. 出来形及び出来ばえ	II.品質 建築工事 工事比率		<input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。★ <input type="checkbox"/> ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。★ <input type="checkbox"/> ⑦その他★ 理由：
右のC198の「工事比率」のセルに直接入力しないで、C204の黄色セルに入力してください。 3工種合計=1にならないと「エラー」になります。	工事比率設定欄 (0以上1以下で、かつ3工種の合計が1になるような小数点以下第2位までの数値を入力願います。)		(減点)該当すればd評価とする。
建築工事			<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
電気設備・受変電設備工事			(減点)該当すればe評価とする。
暖冷房衛生設備・機械設備工事★			<input type="checkbox"/> 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
評価			
a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。
該当項目が80%以上90%未満…… b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満…… c			③ 評価値( %)=(評価数／対象評価項目数)×100
該当項目が60%未満…… d			<input type="checkbox"/> <b>この検査項目は評価を完了しました。(これをチェックしないと評価が確定しません。)</b>
	評価＝	0項	4 項目 0%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

☆. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。(と国土交通省の運用表には明記されていますが、仙台市の場合、設計者、監督員、検査員の職種の関係でエレベーター、エスカレーター設備工事等は電気設備工事とします。)

検査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	II.品質 電気設備工事 受変電設備工事  工事比率		<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他  理由:
<small>右のC224の「工事比率」のセルに直接入力しないで、C205の黄色セルに入力してください。 3工種合計=1にならないと「エラー」になります。</small>			
<small>(減点)該当すればd評価とする。</small>			
<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。  <small>(減点)該当すればe評価とする。</small>			
<input type="checkbox"/> 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。			
評価			
<small>a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。</small>			
<small>該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が60%以上80%未満…… c 該当項目が60%未満…… d</small>		<small>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(     %) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100</small>	
<input style="color: red; font-size: 1.5em; vertical-align: middle;" type="checkbox"/> <b>この検査項目は評価を完了しました。(これをチェックしないと評価が確定しません。)</b>			
	評価 =	0項	6 項目 0%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

検査項目	細別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	II.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事 工事比率		<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他  理由:  (減点)該当すればd評価とする。  <input type="checkbox"/> 品質の管理に関してが不適切であり、監督員から文書による改善指示を行った。  (減点)該当すればe評価とする。  <input type="checkbox"/> 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
評価			
a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
評価 = 0項      6 項目      0%		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(     %) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100  <input type="checkbox"/> <b>この検査項目は評価を完了しました。(これをチェックしないと評価が確定しません。)</b>	

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。(と国土交通省の運用表には明記されていますが、仙台市の場合、設計者、監督員、検査員の職種の関係でエレベーター、エスカレーター設備工事等は電気設備工事とします。)

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の総合評価 =	%	#VALUE!  #VALUE!  #VALUE!
-----------	---	---------------------------------------

「建築工事」「電気設備工事・受変電設備工事」「暖冷房衛生設備工事・機械設備工事」の3工種とも評価を確定してください。

(創意1／2)

(創意2/2)

査項目	細別	対象	評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係		<input type="checkbox"/> 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 <input type="checkbox"/> 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> 作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 理由:
			詳細評価内容:
	■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> 施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 理由:
			詳細評価内容:
	■その他		<p>&lt;新技術活用&gt;※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。</p> <p>以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合の除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。</p> <p>(該当技術数: )NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(3点)</p> <p>(該当技術数: )NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点)</p> <p>(該当技術数: )NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点)</p> <p>(該当技術数: )NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(2点)</p> <p>(該当技術数: )NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(1点)</p> <p>*ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。</p> <p>*複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>その他  <input type="checkbox"/> 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
		評点計= 点 (最大 7点)	<input type="checkbox"/> この査項目は評価を完了しました。(これをチェックしないと評価が確定しません。)

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 評価した内容を詳細評価欄に記載する。

※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工( ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※6. 査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があつた場合に、その他の理由に具体的な内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は、「■その他」&lt;新技術活用&gt;の項目に追加で加点できるものとする。